

# 盛岡市ごみ減量化行動計画（概要版）

## 第2期（令和2年度～3年度）

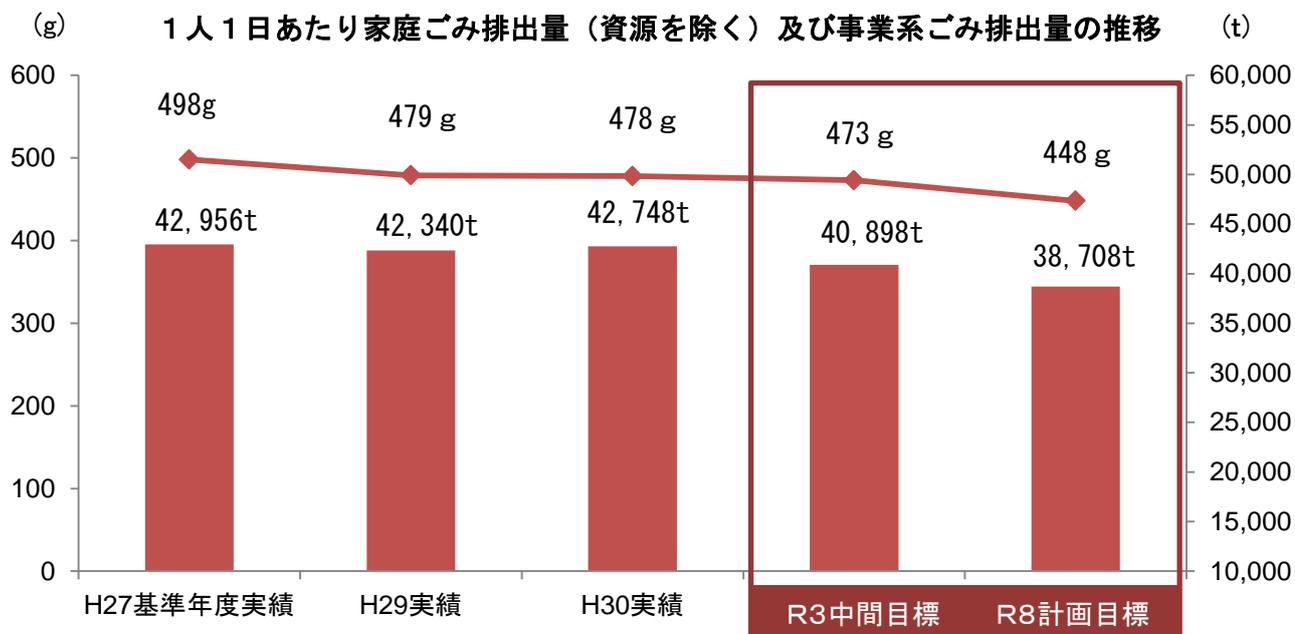
### 計画策定の趣旨

#### 盛岡市ごみ減量化行動計画について（本編 P2～6）

盛岡市は、循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・市の三者が一体となり、実践的に取り組む「盛岡市ごみ減量化行動計画」を策定し、ごみ減量・資源化の推進を図ります。

### 目標値（平成27年度実績比）

中間目標年度（R3）までの数値目標	計画目標年度（R8）までの数値目標
<p>1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）</p> <p>5%削減 （約25g）</p>	<p>1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）</p> <p>10%削減 （約50g）</p>
<p>事業系ごみ排出量</p> <p>5%削減 （約2,150t）</p>	<p>事業系ごみ排出量</p> <p>10%削減 （約4,300t）</p>



本計画の期間は平成29年度を初年度とする10年間とし、施策効果を分析・検証しながら、2～3年ごとに見直しを行います。今回、平成29年度から令和元年度までの第1期の取り組みの見直しを図り、令和2年度から3年度までの第2期計画を策定します。

## ごみ処理の現状と課題（本編 P8～16）

- ごみ排出量は減少、資源の分別は改善の傾向があります。  
分別状況は改善されていますが、家庭系可燃ごみには 20%程度の資源が混入しており、分別の徹底によるごみ減量の余地があります。
- ルールに従ったごみ排出が、市民一人ひとりの実践に至っていません。
  - ・ 地域の実情に応じた、きめ細やかな周知啓発が必要です。
  - ・ 「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく事業者、市民団体及び市の三者協働による市民への周知や、市民にとって分かりやすい啓発活動を行う必要があります。
- ごみ処理には多くの経費が必要です。（平成 30 年度決算額は、市民 1 人あたり約 1 万 2 千円）  
最終処分場には限りがあり、長く使うためにはごみの減量やりサイクルを推進する必要があります。

## 平成 29 年度～令和元年度を取組から見えてきたこと（本編 P17～18）

### (1) 計画全体について

- ア 家庭ごみの減量については、ほぼ順調に減量が進んでいる状況です。
- イ 事業系ごみについては、H30 年度実績で 0.5%減（H27 年度実績比）であり、家庭ごみに比べ削減率は低い状況です。事業系古紙類の搬入規制等により、事業系ごみの減量に取り組む必要があります。
- ウ 第 1 期（H29～R 1）の事業はおおむね着手済みであり、第 2 期（R 2～3）においても継続して取り組みます。また、近年「プラスチックごみ」や「食品ロスの削減」が世界的な問題となっていることから、市としても市民、事業者と協力して重点的に取り組む必要があります。

### (2) 家庭ごみの対策について

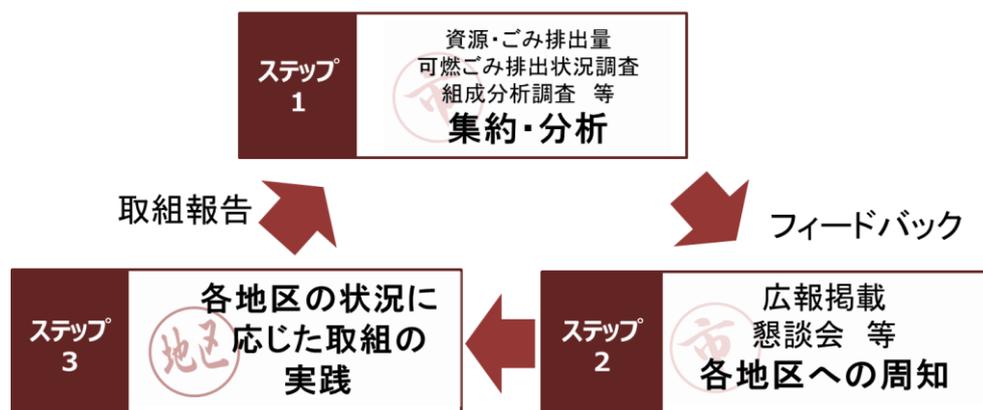
- ア 地区別データを活用して、地域の実態に応じたきめ細やかな周知啓発を継続して行う必要があります。
- イ 可燃ごみ排出状況調査の結果から、分別の状況は改善傾向にあるものの、令和元年度の調査では約半数が守られていない状況であるため、今後とも様々な広報媒体を通じて周知に取り組みます。

### (3) 事業系ごみの対策について

令和 2 年度から実施する事業系古紙類のクリーンセンターへの搬入規制に伴い、違反業者に対する指導、資源化に向けた周知等を強化する必要があります。

## 地区別収集データ（本編 P15～16）

- 地区別データとは…盛岡市内の 25 の地区ごとに「1 人 1 日当たりのごみ排出量」と分別状況の調査結果を整理したものです。
- 活用の目的…地区ごとの資源とごみについての現状や課題を市民一人ひとりが身近な「じぶんごと」として考えることで、各地区の状況に合わせた取組を市と住民が一体となって推進します。



## ごみの減量に向けた取組（令和2年度～3年度）

### 1 重点施策について（本編 P23～25）

(1) 食品ロス削減、生ごみ減量の取組	
ア 食品ロス削減の取組	イ 生ごみ減量の取組
<p><b>■食品ロス削減推進計画の策定【新規】</b></p> <p>政府が定める基本方針を基に、関係機関と連携しながら、令和3年度までに食品ロス削減推進計画の策定を目指します。</p> <p><b>■各家庭における未利用食品対策</b></p> <p>市民に「もったいない」意識を醸成するため、未利用食品廃棄の実態を写真や金銭換算を用いて、具体的に示します。フードバンクポスト活用の周知や、各種イベントにおけるフードドライブの実施を通じて、未利用食品の廃棄量の削減に努めます。</p> <p><b>■事業者と連携した食品ロス削減の取組</b></p> <p>事業系食品ロスの削減に向けて、旅館やホテル、飲食店へ「宴会時の食べきり運動」の実施等を依頼します。飲食店等を利用する市民にも実践行動を促すため、外食時の食べきりについて「広報もりおか」等を通じて周知を図ります。</p>	<p><b>■各家庭での取組の推奨</b></p> <p>各家庭での「3キリ運動」を推進するため、水切りの推奨、食材の計画的購入や使い切りレシピの提案を行います。</p> <p><b>■都南地域における生ごみ分別収集の推進</b></p> <p>生ごみを資源化している都南地域では、可燃ごみのサンプル調査を通じて生ごみの排出状況の分析を行い、分別推進を呼びかけます。</p> <p><b>■大型生ごみ処理機の利用促進</b></p> <p>盛岡地域の3地区では、大型生ごみ処理機を設置し、たい肥を地域で活用するなど、地域循環型の生ごみの資源化処理を行っています。</p> <p>生ごみの減量、資源化の啓発を行うため、設置地区の取り組みの成果を全市民に発信します。</p> <p><b>■資源化方法の検討【新規】</b></p> <p>生ごみの資源化方法について、調査・研究を進めます。</p>
(2) プラスチックごみ減量の取組	
<p><b>■「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく取組の推進</b></p> <p>小売業者や市民団体と連携し、消費者の意識醸成を図るため、店頭活動や再生品の例示による周知、小売店における店頭回収に関する情報収集・活用促進等、プラスチックごみの減量を目指したライフスタイルを提案します。</p>	<p><b>■「プラスチックスマート」の推進【新規】</b></p> <p>世界的なプラスチックごみの問題解決に向けて、ポイ捨ての撲滅や、不必要な使い捨てプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を推進し、取組を広く発信していきます。</p>

### 2 家庭ごみの減量について（本編 P26～29）

(1) 情報収集・実態把握	
<p><b>■地区別データの収集</b></p> <p>地区別データの収集・周知を行い、地区の特徴にあった取組を、市と地域が一体となって推進します。</p>	
(2) 啓発	
<p><b>■対象に合わせた排出・分別ルールの周知啓発</b></p> <p>年齢や背景に合わせた啓発教室や説明会を実施します。また、アパート入居者に対しては、不動産管理会社や大学等の協力を得て啓発を行います。</p> <p><b>■施設見学の促進</b></p> <p>ごみ減量・分別に対する意識を高めるため、市のごみ処理施設において町内会や小中学生の見学を積極的に受け入れます。</p>	<p><b>■対象品目のわかりやすい周知</b></p> <p>紙製容器包装について、具体的な品目の例示による周知を行います。対象品目の見直しについても併せて検討します。</p> <p><b>■リユースの推進、フリーマーケット活用の周知</b></p> <p>不要になったものをすぐに「ごみ」にするのではなく、再利用する意識付けを行うため、リユースの取組やフリーマーケットの開催について情報提供を行います。</p>

<b>(3) 情報発信</b>	
<b>ア 広報・ホームページによる情報発信</b>	の充実を図ります。中高生に対する環境教育の継続性が図られるよう、教育委員会に働きかけを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報、ホームページ等を通じた情報発信 様々な広報媒体を通じて、ごみ減量資源再利用に関する取組について情報発信を行います。</li> <li>■ ごみ収集カレンダー作成の工夫及び「ごみ分別辞典」の配布 ごみ収集カレンダーの作成に当たっては、市民の意見を取り入れ、改善を図ります。転入者へ「ごみ分別辞典」の配布による分別ルールの周知を継続して行い、必要に応じて改訂や全戸配布を行います。</li> <li>■ 社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成 小学3・4年生の社会科補助教材を作成し、内容</li> </ul>	<b>イ イベントにおける情報発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境イベントの開催 環境に対する意識を持つきっかけづくりとして、市民参加型のイベントを開催し意識啓発を図ります。</li> <li>■ もりおかエコライフ推進キャンペーンの実施 きれいなまち推進協議会主催の「違反ごみ撲滅キャンペーン」を核に、各市民団体等と一丸となり、様々な取組を通じてエコライフの推進を訴えます。</li> </ul>
<b>(4) 事業</b>	
<b>ア 市民支援</b>	<b>イ 品目別事業</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資源集団回収の促進 報奨金の交付、優良団体の表彰、リヤカーの貸出し、ストックヤードの整備補助を行います。ホームページでの情報提供等により活動の促進を図ります。</li> <li>■ ごみ集積場所等整備事業補助の実施 町内会・自治会へ集積場所・ストックヤードの整備に対する補助と制度の周知を行います。</li> <li>■ ごみ出しサポート事業の充実 高齢者や体が不自由な人を対象に「ごみ出しサポート事業」を行います。都南・玉山地域へのエリア拡大についても検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 紙製容器包装の収集方法改善の検討(盛岡地域) コストや手法について検討を進めます。</li> <li>■ 雑がみの回収促進、収集方法の改善 可燃ごみ多く含まれる「雑がみ」について、分別アイディアを例示し、回収促進を図ります。地域によって異なる区分について、収集・周知方法の改善を図ります。</li> <li>■ 衣類の資源化の情報収集(盛岡地域) 可燃ごみの減量に併せて資源化を進めるため、衣類の資源価値や収集方法、資源化ルート、コストなどの調査を行います。</li> </ul>

### 3 事業系ごみの減量について (本編 P30~31)

<b>(1) 情報収集・実態把握</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 収集運搬許可業者を通じた情報収集 搬入物調査時の収集運搬許可業者へ聞き取りから業種ごとの排出傾向を把握し、指導に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 直接訪問、聴き取り等による実態の把握 事業者への直接訪問や聞き取り調査により、排出傾向の把握を行い、効果的な指導につなげます。</li> </ul>
<b>(2) 啓発・情報発信</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適正処理の徹底、資源化推進に向けた周知の工夫 多種多様な業種に対し、業種ごとの排出傾向に合わせた啓発物を作成し、指導に生かします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多量排出事業者の取組事例の紹介 ごみ減量・資源化が進んでいる事業者の協力を得て、先進的な事例の調査・紹介を行います。</li> </ul>
<b>(3) 指導・助言</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物処理施設における適正処理の指導 市施設へ搬入される廃棄物の調査を強化・拡充し、違反業者に指導・助言を行います。</li> <li>■ 古紙の資源化の推進 資源化可能な古紙の焼却施設への搬入規制を実施します。都南・玉山地域での実施に向けて、関係自治</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体及び一部事務組合との協議を進めます。</li> <li>■ 多量排出事業者への指導等の強化 減量等計画書及び実施状況報告書において、計画と実績の乖離や顕著な増加がある事業者に対し、直接指導を実施します。</li> </ul>